

第7章 国際実用新案登録出願に関する手続

国際出願は、特許以外の保護を求める場合であっても、国際出願時（国際出願願書）に保護の種類を記載しません。指定国である日本国に移行する際には、国内書面の【出願の表示】欄に【出願の区分】を記載します。

日本国では国内書面の【出願の区分】に「実用新案登録」と記載された出願は、その国際出願日にされた実用新案登録出願とみなし、これを国際実用新案登録出願といいます。

(実48の3)

国際実用新案登録出願の国内手続は、「図面」に関するものを除き国際特許出願の手続に準じて行います。

1. 国内書面等の提出

(1) 国内書面の記載事項 (実48の5)

- ① 考案者の氏名及び住所又は居所 (注1)、(注2)
- ② 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所 (注1)、(注2)
- ③ 国際出願番号 (注3)
- ④ 出願の区分 (注4)
- ⑤ 代理人がいる場合は、代理人の氏名又は名称及び住所又は居所 (注5)
- ⑥ その他必要な事項

(注1) 出願人及び考案者の住所(居所)について

国際段階の手続における「あて名」と実用新案法上の「住所又は居所」の概念は、必ずしも同一のものではありません。しかし、国際出願の願書における「あて名」と「住所又は居所」が同一であって、それが国内法上適正である場合には、国際出願の願書に記載された「あて名」を国内書面に「住所又は居所」として記載します。当該「あて名」が出願人及び考案者の住所又は居所として適正でない場合は、正確な住所又は居所を記載し、国内書面と同時に「国際段階においては、あて名を記載したが、国内書面に記載の住所が正しい。」旨を記載した上申書を提出するか、又は国内書面に【その他】の欄を設けて同様にその旨を記載してください。

また、国際公開に住所の記載がない場合であっても、国内書面には必ず住所を記載する必要があります。その際には、国内書面と同時に「国際段階においては、出願人(又は考案者)の住所を記載しなかったが、国内書面に記載の住所が正しい。」旨を記載した上申書を提出するか、又は国内書面に【その他】の欄を設けて同様にその旨を記載してください。

なお、特許庁より識別番号を付与されている出願人は、【識別番号】を記載することにより【住所又は居所】の欄を省略することができます。

(注2) 出願人及び考案者の住所(居所)若しくは氏名(名称)について

国際段階で住所又は居所若しくは氏名又は名称が変更されたにもかかわらず、その届出がなされていない状況においては、国内書面には変更後の住所又は居所若しくは変更後の氏名又は名称を記載し、国内書面と同時に「国際段階において、住所（居所）（又は氏名（名称））の変更があったにもかかわらず、その手続がされない状態で、国内書面上は変更後の住所（居所）（又は氏名（名称））を記載するものである。」旨を記載した上申書を提出するか、国内書面に【その他】欄を設けて同様にその旨を記載してください。

国際段階における住所又は居所若しくは氏名又は名称の記載が誤りであったにもかかわらず、国際段階においてこれを訂正しなかった場合も同様です。

(注3) 国際出願番号の記載について

「PCT/US 2000/012345」のように記載します。

(注4) 出願の区分について

指定国である日本国において、実用新案登録を求めるときは、国内書面の【出願の表示】欄の【出願の区分】に「実用新案登録」と記載します。

(注5) 代理人の代理権を証明する書面について

国内書面の提出の際には、出願人から代理人への委任状の添付は必須ではありません。ただし、委任状の添付が必要な場合（例えば国内書面に復代理人を記載する場合の出願人から代理人への復代理人選任権限に関する特別授権の委任状）もあります。

(実施23、実2の5)

(2) 様式

国内書面は、実用新案法施行規則様式10により作成します。 (実施13)

(3) 提出期間

国内書面提出期間内に提出しなければなりません。 (実48の5)

提出日は、発信主義が適用されます。 (実2の5(特19))

(国内書面の記載例)

| | | |
|-------------|-------------------------|----|
| 【書類名】 | 国内書面 | |
| (【提出日】) | 令和〇〇年〇〇月〇〇日) | |
| 【あて先】 | 特許庁長官 殿 | |
| 【出願の表示】 | | |
| 【国際出願番号】 | PCT/US20〇〇/012345 | |
| 【出願の区分】 | 実用新案登録 | |
| 【考案者】 | | |
| 【住所又は居所】 | アメリカ合衆国ニューヨーク州〇〇ストリート〇〇 | |
| 【氏名】 | ジョン・パテマル | |
| 【実用新案登録出願人】 | | |
| 【識別番号】 | 300004342 | |
| 【氏名又は名称】 | パテマル・コーポレーション | |
| 【代理人】 | | |
| 【識別番号】 | 100001234 | |
| 【弁理士】 | | |
| 【氏名又は名称】 | 国際 太郎 | |
| 【選任した代理人】 | | |
| 【識別番号】 | 100001235 | |
| 【弁理士】 | | |
| 【氏名又は名称】 | 国際 次郎 | |
| 【納付年分】 | 第1年分から第3年分 | |
| 【手数料の表示】 | | |
| 【予納台帳番号】 | 123456 | |
| 【納付金額】 | 〇〇〇〇〇 | |
| 【提出物件の目録】 | | |
| 【物件名】 | 請求の範囲の翻訳文 | 1 |
| 【物件名】 | 明細書の翻訳文 | 1 |
| 【物件名】 | (図面の翻訳文 | 1) |
| 【物件名】 | (図面 | 1) |
| 【物件名】 | 要約書の翻訳文 | 1 |

実用新案法施行規則第13条(様式10)により作成してください。

(注) 国内書面とは別に、国際出願翻訳文提出書により出願の翻訳文を提出する場合は、【提出物件の目録】の欄以下の記載は不要です。また、日本語実用新案登録出願についても、翻訳文を提出する必要がないため同様です。

2. 図面の提出

国際出願が国際出願日において図面を含んでいない場合には、その国際実用新案登録出願の出願人は、国内処理基準時の属する日までに、図面を提出しなければなりません。

(実48の7(1))

(1) 提出方法

図面は、「図面の提出書」に添付して提出します。(実施15、実施様式11)

(2) 提出の求め

特許庁長官は、国内処理基準時の属する日までに図面の提出がなかった場合には、出願人に対し期間を指定して、図面の提出を求めることができます。

(条7(2)(ii)、実48の7(2))

指定する期間 : 2月 (規7.2)

(3) 提出されない場合

提出の求めに対して、指定期間内に図面を提出しない場合には、特許庁長官はその国際実用新案登録出願を却下することになります。(実48の7(3))

(図面の提出書の記載例)

| | | |
|-------------|-------------------|----|
| 【書類名】 | 図面の提出書 | |
| (【提出日】) | 令和〇〇年〇〇月〇〇日) | |
| 【あて先】 | 特許庁長官 | 殿 |
| 【出願の表示】 | | |
| 【国際出願番号】 | PCT/US20〇〇/012345 | |
| 【出願の区分】 | 実用新案登録 | |
| 【実用新案登録出願人】 | | |
| 【識別番号】 | 300004342 | |
| 【氏名又は名称】 | パテマル・コーポレーション | |
| 【代理人】 | | |
| 【識別番号】 | 100001234 | |
| 【弁理士】 | | |
| 【氏名又は名称】 | 国際 | 太郎 |
| 【発送番号】 | | |
| 【提出物件の目録】 | | |
| 【物件名】 | 図面 | 1 |

実用新案法施行規則第15条(様式11)により作成してください。

(注) 国内出願番号が通知されている場合は、【出願の表示】に【出願番号】の欄を設けて、「実願20〇〇-6〇〇〇〇〇」のように記載してください。この場合、【国際出願番号】及び【出願の区分】の欄は不要です。

3. 日本語実用新案登録出願について

(1) 特許協力条約第19条(1)に基づく補正書の写しの提出

日本語実用新案登録出願の出願人は、条約第19条(1)に規定する補正を行った場合には、補正書の写しを国内処理基準時の属する日までに特許庁長官に提出しなければなりません。

ただし、補正書の写しが条約第20条の規定により国際事務局から日本国特許庁に上記期間内に送達された場合は、その補正書により、実用新案登録請求の範囲について実用新案法第2条の2第1項の規定による補正がされたものとみなされます。

期間内に、補正書の写しの提出又は条約第20条の規定による国際事務局から日本国特許庁に対する補正書の送達がいずれもなかった場合には、当該補正はされなかったものとみなされます。(実48の15)

条約第19条(1)の規定に基づく補正書と同時に、補正及びその補正が明細書、図面に与えることのある影響についての「簡単な説明書」が提出されている場合には、「簡単な説明書」を書面(上申書)に記載して特許庁長官に提出することができます。(条19)

(2) 特許協力条約第34条(2)(b)に基づく補正書の写しの提出

日本語実用新案登録出願の出願人は、条約第34条(2)(b)に規定する補正を行った場合には、補正書の写しを国内処理基準時の属する日までに特許庁長官に提出しなければなりません。

ただし、補正書の写しが条約第36条(3)(a)の規定により国際事務局から日本国特許庁に上記期間内に送達された場合には、その補正書により実用新案法第2条の2第1項の規定による補正がされたものとみなされます。

期間内に補正書の写しの提出又は条約第36条(3)(a)の規定により国際事務局から日本国特許庁に対し補正書の送達がいずれもなかった場合には、当該補正はされなかったものとみなされます。(実48の15)

(注) 条約第34条の補正は、条約第19条の補正と違い回数の制限がありません。

日本語実用新案登録出願における条約34条補正を2回以上行った場合は、補正を行った日毎にそれぞれ「特許協力条約34条補正の写し提出書」の提出を行ってください。

4. 外国語実用新案登録出願について

(1) 日本語による翻訳文の提出

国内書面提出期間内に特許庁長官に提出しなければなりません。

ただし、国内書面の提出期間の満了前2月から満了の日までの間に国内書面を提出した外国語実用新案登録出願（当該書面の提出の日以前に翻訳文を提出したものを除く。）にあつては、国内書面の提出の日から2月（翻訳文提出特例期間）以内に、翻訳文を提出することができます。（実48の4(1)）

(2) 特許協力条約第19条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の「翻訳文」の提出

条約第19条(1)の規定に基づく補正をした外国語実用新案登録出願の出願人は、国際出願日における請求の範囲の翻訳文に代えて、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を提出することができます。（実48の4(2)）

若しくは、国内処理基準時の属する日までに限り、条約第19条補正に係る翻訳文を提出することができます。（実48の4(6)）

条約第19条補正に係る翻訳文は「実用新案登録請求の範囲」全文を提出しなければなりません。（特施様式52備考2）

条約第19条補正に係る翻訳文が提出された場合は、当該補正後の請求の範囲の翻訳文は、実用新案法第5条第2項の規定により願書に添付して提出した実用新案登録請求の範囲とみなされます。（実48の6(3)）

国内処理基準時の属する日までに条約第19条補正に係る翻訳文が提出されなかった場合には、当該補正はされなかったものとみなされます。（実48の4(7)）

条約第19条(1)の規定に基づく補正書と同時に、補正及びその補正が明細書、図面に与えることのある影響についての「簡単な説明書」が提出されている場合には、「簡単な説明書」を書面（上申書）に記載して特許庁長官に提出することができます。（条19）

(3) 特許協力条約第34条(2)(b)の規定に基づく補正書の「翻訳文」の提出

補正が国際予備審査機関により国際予備報告の基礎とされた場合、補正書として提出された差替え用紙はその後の補正により差替えられた場合を除き国際予備報告に附属書類として添付されます。（規70.16）

外国語実用新案登録出願の出願人は、条約第34条(2)(b)に規定する補正を行った場合には、補正書の日本語による翻訳文を国内処理基準時の属する日までに特許庁長官に提出しなければなりません。（実48の15）

明細書の補正があつた場合、明細書の翻訳文は、明細書の「全文」又は「【考案の名称】」、段落番号「【〇〇〇〇】」若しくは「【配列表】」を単位として提出してください。

ただし、段落番号「【〇〇〇〇】」の数を増加若しくは減少するものであるとき、又は

見出しを追加、削除若しくは変更するものであるときは、明細書の「全文」を単位として提出しなくてはなりません。(特施様式54備考3)

請求の範囲に対して補正が行われた場合には、翻訳文は「実用新案登録請求の範囲」全文を提出しなければなりません。(特施様式54備考4)

図面の補正があった場合は全図又は「【図〇】」を単位として提出しなければなりません。(特施様式54備考5)

図面中の説明の有無にかかわらず、補正された図面(補正後の図面中に説明がある場合は、説明を翻訳したもの)全てを提出しなければなりません。

補正書の翻訳文が提出された場合には、実用新案法第2条の2第1項の規定による手続補正がされたものとみなされます。

国内処理基準時の属する日までに補正書の翻訳文が提出されなかった場合には、当該補正はされなかったものとみなされます。(実48の15)

(注) 条約第34条の補正は、条約第19条の補正と違い回数の制限がありません。

条約第34条補正を2回以上行った場合でも、条約第34条補正に係る翻訳文の提出は1通にまとめて行うことができます。

その場合、【補正書の提出年月日】の欄には、最新の条約第34条補正のものを記載し、【その他】の欄には「本願については、条約第34条補正が令和〇年〇月〇日と令和〇年〇月〇日に提出されており、令和〇年〇月〇日の補正では請求項〇を補正し、令和〇年〇月〇日の補正では請求項〇を補正した。」のように条約第34条補正の全ての提出年月日と、それぞれについての補正個所を特定してください。また、補正の個所及び補正の根拠も記載してください。

5. 国内手数料及び登録料

(1) 納付義務

出願人は、国内書面提出期間内に(2)及び(3)の手数料を特許庁長官に納付しなければなりません。(実31、実32(1)、実54(2))

(2) 国内手数料の金額

国際実用新案登録出願1件につき 14,000円
(手数料令2(2)②、実54(2))

(3) 登録料の納付

登録料の納付は、実用新案登録の国内移行時に国内手数料と登録料の第1年分から第3年分を同時に納付してください

(14,000円+(2,100円+請求項の数×100円)×3年分)。
(実31、実32(1)、実48の3、実48の5、実48の12、実54(2))

| 国内手数料 | 登録料 |
|---------|---|
| 14,000円 | (第1年から第3年まで毎年) 2,100円+請求項の数×100円 (第4年から第6年まで毎年) 6,100円+請求項の数×300円 (第7年から第10年まで毎年) 18,100円+請求項の数×900円 |

6. 登録料の納付期限の特例

第1年分から第3年分までの登録料については、国内書面提出期間内に納付することができます。ただし、国内処理の請求をした場合にあっては、その請求の時までに納付しなければなりません。(実48の12)

7. 国内手続の繰延べ

特許協力条約第23条(1)で、指定官庁は、第22条に規定する当該期間(優先日から30月)の満了前に国際出願の処理又は審査を行ってはならない、と規定され、同条(2)では、(1)の規定にかかわらず、指定官庁は、出願人の明示の請求により、国際出願の処理又は審査をいつでも行うことができる。と規定されています。条約第40条では選択官庁について同様の内容が規定されています。

したがって、国際実用新案登録出願は、出願人の明示の請求(具体的には、国内処理の請求)がない場合は、国内書面提出期間の満了後に処理を開始します。

8. 国内処理の請求手続

条約23条(2)又は条約40条(2)の規定による国際出願の処理(国内処理)の請求は、「国内処理請求書」(実施様式9)をもって手続します。(実施11)

日本語でされた国際実用新案登録出願にあつては、①国内書面の提出、②国内手数料の納付、及び③登録料(第1年分～第3年分)の納付をした後でなければ国内処理の請求をすることができません。

外国語でされた国際実用新案登録出願にあつては、上記①～③の手続及び④翻訳文を提出した後でなければ国内処理の請求をすることができません。(実48の5(4))

なお、国内書面提出期間満了前に国内処理の請求をすると、その請求のときが「国内処理基準時」(参照：第2章3. 国内処理基準時について)となります。

(国内処理請求書の記載例)

| | |
|-------------|-------------------|
| 【書類名】 | 国内処理請求書 |
| (【提出日】) | 令和〇〇年〇〇月〇〇日) |
| 【あて先】 | 特許庁長官 殿 |
| 【出願の表示】 | |
| 【国際出願番号】 | PCT/US20〇〇/012345 |
| 【出願の区分】 | 実用新案登録 |
| 【実用新案登録出願人】 | |
| 【識別番号】 | 300004342 |
| 【氏名又は名称】 | パテマル・コーポレーション |
| 【代理人】 | |
| 【識別番号】 | 100001234 |
| 【弁理士】 | |
| 【氏名又は名称】 | 国際 太郎 |
| (【提出物件の目録】) | |
| (【物件名】) | |

実用新案法施行規則第11条(様式9)により作成してください。

(注) 国内出願番号が通知されている場合は、【出願の表示】に【出願番号】の欄を設けて、「実願20〇〇-6〇〇〇〇〇」のように記載してください。この場合、【国際出願番号】及び【出願の区分】の欄は不要です。

9. 補正の手続（国内移行後の実用新案登録請求の範囲、明細書及び図面の補正手続）

出願人は、指定官庁（選択官庁）において所定の期間内に実用新案登録請求の範囲、明細書及び図面について補正をする機会を与えられます。

（条 2 8（1）、条 4 1（1）、規 5 2. 1、規 7 8. 1）

（1）補正の特例

① 日本語実用新案登録出願については、国内書面を提出し、かつ、国内手数料及び第 1 年から第 3 年分の登録料を納付した後でなければ、国内段階の補正（実用新案法第 2 条の 2 第 1 項の規定による手続の補正）をすることができません。

② 外国語実用新案登録出願については、翻訳文及び国内書面を提出し、かつ、国内手数料及び第 1 年から第 3 年分の登録料を納付した後でなければ、国内段階の補正（実用新案法第 2 条の 2 第 1 項の規定による手続の補正）をすることができません。

（実 4 8 の 8（4））

（2）補正のできる期限

上記（1）補正の特例により補正できる最初の日から 1 月以内

（規 5 2. 1（a）、規 7 8. 1（a））

（3）補正の方法

手続補正書は、特許法施行規則様式第 1 3 により作成して提出します。

（実用新案法施行規則第 2 3 条で準用された特許法施行規則第 1 1（1））

10. 要約書の補正

日本語実用新案登録出願については、国内書面を提出し、かつ、国内手数料及び第 1 年から第 3 年分の登録料を納付した後であって、国際出願日から 1 月以内に限りすることができます。

外国語実用新案登録出願については、翻訳文及び国内書面を提出し、かつ、国内手数料及び第 1 年から第 3 年分の登録料を納付した後であって、国際出願日から 1 月以内に限りすることができます。

（実 2 の 2（1）、実 4 8 の 8（4））

11. 実用新案技術評価請求の手続

実用新案技術評価の請求は、国内処理基準時を経過した後であれば何人もすることができます。請求は、「実用新案技術評価請求書」（実施様式6）をもって手続します。

（実12、実48の13、実施8、実施様式6）

（実用新案技術評価請求書の記載例）

| | |
|------------------|---------------|
| 【書類名】 | 実用新案技術評価請求書 |
| （【提出日】 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日） |
| 【あて先】 | 特許庁長官 殿 |
| 【出願の表示】 | |
| 【出願番号】 | 実願20〇〇-6〇〇〇〇〇 |
| 【評価の請求に係る請求項の数】 | 2 |
| 【評価の請求に係る請求項の表示】 | 請求項1 請求項2 |
| 【請求人】 | |
| 【識別番号】 | 300004342 |
| 【氏名又は名称】 | パテマル・コーポレーション |
| 【代理人】 | |
| 【識別番号】 | 100001234 |
| 【弁理士】 | |
| 【氏名又は名称】 | 国際 太郎 |
| （【手数料の表示】） | |
| （【予納台帳番号】） | 〇〇〇〇〇〇 |
| （【納付金額】） | 〇〇〇〇〇 |
| 【請求人の意見】 | |
| （【提出物件の目録】） | |
| （【物件名】） | |

実用新案法施行規則第8条（様式6）により作成してください。

（注）国内出願番号が通知されていない場合は、【出願の表示】の【出願番号】の欄を【国際出願番号】とし、「PCT/US20〇〇/012345」のように国際出願番号を記載し、【国際出願番号】の次に【出願の区分】の欄を設けて、「実用新案登録」と記載します。

12. 実用新案技術評価請求の手数料

| | | | |
|----------------|-----------------------|-------------------------------|--------------------------|
| 実用新案登録出願1件について | 国際調査報告書がある場合 | | 国際調査報告が作成されなかったもの |
| | 日本国特許庁が国際調査報告を作成した出願 | 日本国特許庁以外の国際調査機関が国際調査報告を作成した出願 | |
| | 8,400円+ 請求項の数×200円 | 33,600円+ 請求項の数×800円 | 42,000円+ 請求項の数×1,000円 |

(手数料令2(2)⑤)

(注) 評価請求料について、国と国以外の共有で、持分の定めがある場合には、国以外の持分に相当する金額のみを納付することができます。

その場合、実用新案技術評価請求書の【代理人】の欄の次に【持分の割合】の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載し、当該持分を証明する書面（持分契約書等）を提出しなければなりません。
(実施様式6備考8)